

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬等（シメコナゾール等 8 品目）の残留基準設定）及び「食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第2項の規定により、その基準又は規格に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。また、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）には、平成31年1月現在、73物質が指定されている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（平成30年8月23日）の意見を踏まえ、食品に残留する農薬等の成分であるシメコナゾール等の残留基準について規格基準告示の改正を、ビール酵母抽出グルカンの指定について対象外物質告示の改正をそれぞれ行うもの。

2. 改正の内容

①規格基準告示の改正

食品中の以下の品目の残留基準を設定する（基準値案は別紙参照）。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1)シメコナゾール | (2)チモール |
| (3)テブフェンピラド | (4)トリフルミゾール |
| (5)ピリオフェノン | (6)フルアジホップブチル |
| (7)フルエンスルホン | (8)メタフルミゾン |

②対象外物質告示の改正

食品中のビール酵母抽出グルカンを人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質として指定する。

3. 根拠法令

食品衛生法第 11 条第 1 項及び第 3 項

4. 適用期日等

告示日：平成 31 年 4 月（予定）

適用期日：告示日（予定）

ただし、規制の強化に当たる部分については、告示の日から起算して6月以内に限り、なお従前の例によることとする。